

# 令和4年度 記念講演会 報告書

主 催：一般社団法人 三重県介護支援専門員協会 三四支部  
日 時：令和4年4月23日 15時00分～16時30分  
研修方法：ZOOMによるオンライン研修  
内 容：「人権の擁護、虐待防止等のための整備について」  
講 師：四日市中央法律事務所 東 幸太郎弁護士  
参加者：会員49名



総会の後の記念講演は、四日市中央法律事務所の東幸太郎先生に「人権擁護・虐待防止等のための整備について」のご講演をいただきました。東先生は社会福祉士の資格もお持ちで、社会福祉士会、三重県の福祉サービス運営適正化委員会、苦情処理委員会に携わるなど、福祉の分野にも精通しておられ、私たち福祉職の目線も踏まえての内容は大変興味深い内容でした。

虐待防止法は「虐待者」「虐待施設」のレッテルを貼り、糾弾して罰するための法律ではなく、虐待の予防と再発防止を通じて、高齢者・障がい者の権利離縁を擁護するための法律である。改めて虐待の予防・発見のための福祉関係者の責務を確認できました。また、苦情処理での悪質クレームの対応等についても、明確な線引きが必要を行い対応する必要があるとアドバイスを頂きました。福祉サービスの利用者にとっても、事業所にとっても住みよい社会が実現できるようにしていきたいと思えます。

1

## 自己紹介

8

### 人権擁護・虐待防止等のための 整備について

弁護士・社会福祉士 東 幸太郎

### 事務所公式ホームページ

Welfare support  
福祉職支援

法的問題を抱える方を支援している福祉職・福祉関係者・事業所などからのご相談をお受けしています(社会福祉士資格を取得)。  
法テラスの「支援者申込型出張相談」の利用が可能です。「いい相談」に掲載しています。



#### こんなお悩みの方

- ・支援対象者が多額の借金を抱えている。
- ・支援対象者のもとに突然、音信不通の親族がてくなったので相続手続きをしてほしいという手紙が届いた。
- ・成年後見の申立てが必要と思われる支援対象者がいる。

16

日本国憲法	
第11条	国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。
第13条	<b>すべて国民は、個人として尊重される。</b> 生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
第14条第1項	すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

#### 基本的人権

- …人間らしい生活(当たり前の生活)を送る権利
- …年齢、性別、障害の有無等を問わず、**誰に対しても等しく保障される権利**

